



鳥取県公報

平成13年7月10日(火)
号外第76号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立夢みなとタワー管理規則等の一部を改正する規則(52)(観光課).....	1
告 示	鳥取県立夢みなとタワーの利用料金(423)(観光課).....	4
	鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の利用料金(424)(景観自然課).....	7
	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金(425)(子育て支援課).....	7

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県立夢みなとタワー管理規則等の一部を改正する規則

- 鳥取県立夢みなとタワー、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国、鳥取県立とっとり花回廊及び臨海公園の燕趙園の利用料金の免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする事とした。
- この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県立夢みなとタワー管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年7月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第52号

鳥取県立夢みなとタワー管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立夢みなとタワー管理規則(平成10年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則(平成11年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) その他財団法人鳥取県観光事業団が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 略</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による利用料金の減額又は免除を行うことができる場合は、次のとおりとする。この場合において、減額後の利用料金は、知事が別に定める。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) その他利用料金の減額又は免除を行う必要があると認められるとき。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則の一部改正)

第3条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則(平成11年鳥取県規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 <u>この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>(1) 児童が休日等(休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)に利用するとき。</p> <p>(2) 中学校又は高等学校の生徒が休日等に利用するとき。</p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>(4) 70歳以上の者が利用するとき。</p> <p>(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>(6) <u>本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が利用するとき。</u></p> <p>(7) <u>その他財団法人鳥取県観光事業団が特に必要があると認めるとき。</u></p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところにより行う。</p> <p>(1) 児童が休日等(休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)に利用するとき。 <u>キャンプ場利用料の免除</u></p> <p>(2) 中学校又は高等学校の生徒が休日等に利用するとき。 <u>入園料及びキャンプ場利用料の免除</u></p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。 <u>入園料の免除</u></p> <p>(4) 70歳以上の者が利用するとき。 <u>入園料の免除</u></p> <p>(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。 <u>入園料の免除</u></p> <p>(6) <u>その他特に必要があると認められるとき。入園料の免除又は知事が別に定める額への減額</u></p>

(鳥取県立とっとり花回廊管理規則の一部改正)

第4条 鳥取県立とっとり花回廊管理規則(平成11年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第7条 条例第8条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 <u>この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第7条 条例第8条の規定による利用料金の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第5条 鳥取県都市公園規則(昭和54年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する

同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（利用料金の減免）</p> <p>第9条の2 条例第8条第6項において準用する同条第4項の規定により利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>（1）本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が臨海公園の燕趙園を利用するとき。</p> <p>（2）略</p> <p>（3）略</p> <p>（4）略</p>	<p>（利用料金の減免）</p> <p>第9条の2 条例第8条第6項において準用する同条第4項の利用料金の減免は、次に掲げる場合に行う。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第423号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第8条第2項の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワーの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年7月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

（1）展望室及び展示室の利用料

区 分	単 位	金 額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円

(2) 多目的ホール及び映像シアターの利用料

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
第1多目的ホール	2,200円	4,500円	5,600円	11,200円
第2多目的ホール	1,200円	2,300円	2,900円	5,800円
第3多目的ホール	1,100円	2,200円	2,700円	5,400円
映 像 シ ア タ ー	2,600円	5,200円	6,500円	12,900円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいい、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 多目的ホール及び映像シアター（以下「多目的ホール等」という。）を正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の利用料の額は、次の表に定める額とする。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る利用料は、徴収しない。

区 分	金 額	
	正午から午後1時までの利用料	午後5時から午後6時までの利用料
第1多目的ホール	879円	1,350円
第2多目的ホール	480円	690円
第3多目的ホール	439円	660円
映 像 シ ア タ ー	1,039円	1,560円

- 多目的ホールを午前0時から午前9時まで又は午後9時から午後12時までの間に利用する場合の利用料の額は、次の表に定める額とする。

区 分	金 額	
	午前8時から午前9時までの利用料	午前0時から午前8時まで又は午後9時から午後12時までの利用料
第1多目的ホール	879円	2,239円
第2多目的ホール	480円	1,159円
第3多目的ホール	439円	1,080円

- 多目的ホール等を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に次の表に定める額を加算するものとする。

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
第1多目的ホール	440円	900円	1,120円	2,240円
第2多目的ホール	240円	460円	580円	1,160円
第3多目的ホール	220円	440円	540円	1,080円
映 像 シ ア タ ー	520円	1,040円	1,300円	2,580円

(3) 会議室利用料

区 分	単 位	金 額
第 1 会 議 室	1時間につき	410円
第 2 会 議 室	1時間につき	530円
第 3 会 議 室	1時間につき	1,110円
特 別 会 議 室	1時間につき	1,710円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に次の表に定める額を加算するものとする。

区 分	単 位	金 額
第 1 会 議 室	1時間につき	82円
第 2 会 議 室	1時間につき	106円
第 3 会 議 室	1時間につき	222円
特 別 会 議 室	1時間につき	342円

(4) 設備利用料

区 分		金 額	
オーバーヘッドプロジェクター(スクリーンを含む。)		1時間につき 200円	
ビデオプロ ジェクター	投影距離約5メートル(スクリーンを含む。)	1時間につき 450円	
	投影距離約15メートル	1時間につき 550円	
マ イ ク	ダイナミック型	1時間につき 100円	
	ワイヤレス・ハンド型	WM-431	1時間につき 100円
		MX-4100	1時間につき 200円
	ワイヤレス・タイピン型	1時間につき 100円	
持込み電源		1キロワット1時間につき 50円	
スポットライト		1時間につき 200円	
パワーアンプ		1時間につき 1,000円	
ダブルカセットデッキ		1時間につき 200円	
CDプレイヤー		1時間につき 250円	
スライド映写機		1時間につき 500円	
オーバーヘッドカメラ		1時間につき 200円	
16ミリ映写機		1時間につき 700円	

2 承認年月日

平成13年7月10日

鳥取県告示第424号

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第25号）第8条第2項の規定に基づき、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年7月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

区	分	金	額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円

2 承認年月日

平成13年7月10日

鳥取県告示第425号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）第8条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年7月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金**（1）入園料**

区	分	金	額
個人	中学校の生徒	1人1回につき	200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
団体（20人以上のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき	160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円

（2）キャンプ場利用料

区	分	金	額
宿泊する場合	児童又は中学校の生徒	1人1泊につき	120円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1泊につき	240円
宿泊しない場合	児童又は中学校の生徒	1人1日につき	60円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1日につき	120円

(3) 工房利用料

区		分	金	額
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	粘土 1 キログラムにつき	300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	粘土 1 キログラムにつき	400円
	スクラッチ	幼児、児童又は中学校の生徒	1 個につき	150円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 個につき	250円
	楽焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1 個につき	50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 個につき	100円
木工工房(工具 を利用する場合)	木工	幼児、児童又は中学校の生徒	1 人 1 回につき	100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき	150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学校の生徒	1 人 1 回につき	50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき	100円

備考 この表において「幼児」とは、小学校就学前の者をいう。

(4) 乗物利用料

区		分	金	額
変形自転車			1 人 1 回につき	100円
バッテリーカー	メロディーペットミニ以外のもの		1 台 1 回につき	100円
	メロディーペットミニ		1 台 1 回につき	200円
周回コースバッテリーカー			1 台 1 回につき	200円
サイクルモノレール			1 人 1 回につき	100円
レールトレイン	満 3 歳から中学校に入学するまでの者		1 人 1 回につき	100円
	中学校若しくは高等学校の生徒、学生又は一般人		1 人 1 回につき	200円

2 承認年月日

平成13年7月10日